

令和3年9月7日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官
令和元年(ワ)第23219号 未払賃金請求事件
口頭弁論終結日 令和3年7月6日

判 決

5

原 告

同所

原 告

原告ら訴訟代理人弁護士

河 西 邦 剛

同 佐 藤 大 和

同 向 原 栄 大 朗

同 望 月 宣 武

同 安 井 飛 鳥

同訴訟復代理人弁護士 近 藤 敬

10

15

被 告

Hプロジェクト株式会社

同代表者代表取締役

渥 美 陽 子

同 松 永 成 高

同 宮 西 啓 介

同 宮 本 祥 平

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

20

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告は、原告 [REDACTED] に対し、4万4048円及びこれに対する平成30年3月22日から支払済みまで年14.6パーセントの割合による金員を支払え。

2 被告は、原告 [REDACTED] に対し、4万4048円及びこれに対する平成30年3月22日から支払済みまで年14.6パーセントの割合による金員を支払え。

5 第2 事案の概要

1 本件は、亡大本萌景（以下「萌景」という。）の相続人である原告らが、萌景とアイドル活動等に関する専属マネジメント契約等を締結していた被告に対し、萌景は労働基準法上の労働者であると主張し、萌景が上記契約等に基づいて従事した販売応援業務に対する対価として支払われた報酬額は、最低賃金法所定の最低賃金額を下回るとして、労働契約に基づく賃金請求権として、上記報酬額と最低賃金法所定の最低賃金額との差額及びこれに対する退職日の翌日である平成30年3月22日から支払済みまで賃金の支払の確保等に関する法律（以下「賃確法」という。）6条1項所定の年14.6パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

15 2 前提事実（争いがないか、後掲証拠又は弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア [REDACTED]

20

萌景は、平成13年10月23日生まれであり、中学校2年生であった平成27年7月12日に被告との間で「愛の葉ガールズチームE研修生契約書」を取り交わし、それ以降、被告に所属するアイドルグループである「愛の葉Girls」（以下「本件グループ」という。）のメンバーとして活動している者である。

25

イ 被告は、農産物の生産、販売等をするとともに、「農業アイドル」として活

動するタレントの発掘及び育成等に関する業務等を行う株式会社である（乙
13, 14, 31, 55, 被告代表者）。

(2) 萌景と被告との間で締結された契約の内容等

ア 萌景は、被告との間で、タレント専属契約を締結するまでの研修期間などを定めるものとして、平成27年7月12日付けで「愛の葉ガールズチームE研修生契約書」を締結した。萌景は、同契約に基づき、被告に対し、トレーナー代及びスタジオ代として月額2500円を支払い、アイドル活動をするためのレッスンを受けるなどした。

なお、上記契約には、就業時間に関する規定はなく、また、報酬は発生しないと定められており、賃金に関する規定もなかった。

(甲2)

イ 萌景は、被告との間で、平成28年1月25日付けで「タレント専属B(研修)契約書」を締結した。

なお、上記契約には、就業時間に関する規定はなく、また、報酬は発生しないと定められており、賃金に関する規定もなかった。

(甲3)

ウ 萌景は、本件グループのレギュラーメンバーになったことに伴い、被告との間で、平成28年7月1日付けで「タレント専属A(レギュラー)契約書」を締結した。

上記契約には、報酬及びペナルティに関するものとして、下記の定めがあったが、就業時間に関する規定や賃金に関する規定はなかった。

(甲6)

記

第4条 (報酬)

萌景は以下に定める規定に沿い、報酬を受け取る

1 専属料1

発生しません

専属料2「トレーニング等」発生しません

2 ギャランティ

ギャランティ1「CD等メディア」 売上×8%÷A以上メンバー数

ギャランティ2「個人能力報酬」 サービス売上(チエキ等)約5%

5 ギャランティ3「販売応援のみ」 1回2000円

1及び2は、上半期6月末までの8月15日払、下半期12月末までの翌

2月15日払

3は毎月末までの翌15日払

但し、15日が土日祝の場合は翌営業日

10 委託商品の日々については、被告経理の都合に任せる

第2項(ペナルティの発生)

出演(撮影・ステージ・取材)に正当な理由なく不参加、もしくは遅刻をした場合、1回につき専属料の25%のペナルティが発生する。5回以上不参加になると翌月の専属料からのマイナスとなる。

15 ギャランティ1及び2のパーセンテージも上記計算方法に準ずる。

第3項(経費の相殺)

タレント活動に必要な経費(衣装・交通費・宿泊費)については、専属料より相殺が発生する。

エ 萌景は、被告との間で、被告が提供するトレーニング及び萌景の芸能活動に係る専属マネジメント契約として、平成28年12月15日付で『愛の葉ガールズ』レギュラーメンバー トレーニング及び専属マネジメント契約書を締結した(以下、この契約を「平成28年契約」という。)。平成28年契約の契約期間は、平成28年12月1日から平成30年11月30日までの2年間と定められ、また、契約内容は、下記の定めがあるほかは、下記の契約とほぼ同じものであった。

なお、平成28年契約にも就業時間に関する規定はなく、下記のような報

酬に関する定めはあるものの、賃金に関する規定はなかった。

(甲 7)

記

(報酬)

5 第5条 本契約の期間中に萌景のタレント活動の果実として被告から得る報酬は、以下のとおりとする。

① CD等販売 売上額の8%をレギュラー及び選抜メンバーの合計数で除した額

② ファンサービス サービス提供から得られた額の5%

③ 販売応援 1回200円

2 前項第1号の支払いは年2回とし、上半期（6月末〆）分は8月15日、下半期（12月末〆）分は翌年2月15日に支払う。ただし、15日が営業日でない場合、直近の翌営業日に支払うこととする。

3 第1項第2号及び第3号の支払は毎月月末〆翌15日支払とする。

15 ただし、15日が営業日でない場合、直近の翌営業日に支払うこととする。

オ 萌景は、被告との間で、平成29年10月15日付けて下記の定めのある「『愛の葉ガールズ』レギュラーメンバー トレーニング及び専属マネジメント契約書」を締結した（以下、この契約を「本件契約」という。）。

20 なお、本件契約にも就業時間に関する規定はなく、下記のような報酬に関する定めはあるものの、賃金に関する規定はなかった。

(甲 12)

記

(トレーニング及びマネジメント業務の独占的委託)

25 第2条 萌景は、被告に対し、萌景のタレント活動の機会拡大のため、被告の独占的権利として、萌景のタレント活動を利用し、又は第三者

に利用させることを許諾する。

2 被告は、萌景のタレント活動の結果得られたレコード、ビデオグラム、コンパクトディスク、DVDなど一切の音の固定物、一切の映像の固定物、電磁的記録及びインターネット上のデータ等の著作権ならびに被告の芸名、写真、映像、肖像、筆跡、経歴などのパブリシティ権について一切の使用または一切の使用を第三者に許諾する権利を有する。

3 萌景は、前項に係る権利を被告または被告の指定した者以外の第三者に利用させることを許諾してはならない。

4 略

5 萌景は、タレント活動に関する一切を被告の指示にのみ基づいて行う。

(本契約の独占性)

第3条 萌景は、前条第1項の規定に基づき、被告に対しタレント活動のマネジメント及びトレーニングに関する独占的委託を行い、第三者に対し本契約と同様または本契約に類する契約を行うことはできないものとする。

(権利の帰属)

第4条 萌景のタレント活動によって生じる著作権法上のすべての権利及びタレント活動により制作されたものに関するすべての権利は、被告に帰属する。

(報酬)

第5条 本契約の期間中に萌景のタレント活動の果実として被告から得る報酬は、別に定める規程のとおりとする。

(芸名を使用する場合の権利帰属)

第6条 萌景がタレント活動において用いる芸名（ペンネーム等を含む）

に関する権利は、被告に帰属する。

2 略

3 萌景が本名を芸名とする場合、本条及び本契約の他の条項に定める芸名に係る規定は、タレント活動を行う場合にのみ適用する。この場合、本契約終了後もなお効力を有する。

(契約期間)

第9条 本契約の有効期間は、平成29年9月1日から平成31年8月31日までとする。ただし、本契約の期間満了の3か月前までに萌景又は被告から文書により契約満了の意思表示がない限り、本契約は自動的に1年間延長する。その後の期間満了時も同様とする。

2 前項の規定に係わらず、萌景が被告の定める要件を満たした場合、契約変更または別契約の締結により本契約を終了させことがある。

(禁止行為)

第12条 萌景は、本契約期間中、以下に定める行為をしてはならない。

①～③ 略

④ 被告が指示したトレーニングを正当な理由なく欠席すること

⑤ 被告が指示したトレーニングの無断欠席すること

⑥ 被告が指示したタレント活動に正当な理由なく欠席すること

⑦～⑭ 略

2 被告は、萌景が前項に該当する行為をした場合、必要に応じ処罰を行う。

(罰則等)

第14条 萌景が第12条に定める禁止行為を行った場合、被告は以下に定める処罰をすることができる。このとき、複数の処罰を行うことは差し支えない。

- ① 厳重注意
② 始末書の提出
③ 報酬の減額
④ 謹慎（一定期間の活動停止）
⑤ 昇格資格の停止
⑥ 罰金
⑦ 降格
⑧ 諭旨契約解除（引退勧告）
⑨ 懲戒的契約解除

5

10

（ペナルティ料）

第1・5条 萌景は、タレント活動に正当な理由なくかつスタッフへの事前の連絡なく不参加または遅刻した場合若しくは第1・2条に定める禁止行為に抵触した場合、別に定めるペナルティ料を被告に支払わなければならない。なお、このペナルティ料は第5条に定める報酬額から控除し、なお不足が生じる場合は被告が萌景に請求する。

15

(3) 被告は、平成29年、本件契約の第5条の「萌景のタレント活動の果実として被告から得る報酬」、第14条の「罰金」及び第15条の「別に定めるペナルティ料」に関し、下記のとおりその内容を定める文書を作成した（以下、この文書を「本件報酬等規程」という。甲13）。

20

記

ア 報酬

(ア) 個人別販売によるギャランティ

月毎に、活動の成果によって得られたポイント数に500円及び当該ポイント数によって定まるレートを乗じた金額が支払われる。

(イ) 専属料

2軍、1軍及びS級の別に従い、1軍又はS級のメンバーに対し、月ご

25

5 と/or 1万円又は3万円以上が支払われる。

(ウ) 地産地消販売 P R (平日のみ)

10 ライブが行われない平日の地産地消フェアにおいて販売応援を行ったときに、2軍、1軍又はS級の別に従い、1回当たり3000円、5000円又は6000円が支払われる。

(エ) 個別オファー

15 イベント等への出演、総合司会、モデル等の依頼が個別のメンバーに対してされた場合、2軍、1軍又はS級の別に従い、所定の金額が支払われる。

10 イ 罰金及びペナルティ

(ア) スキャンダル (外部)

2軍は50万円。1軍は50万円以上相当額。S級は相当額。

(イ) いじめ等悪質な行為 (1回)

2軍は3万円。1軍は4万円。S級は5万円。

15 (ウ) 陰口 (1回)

2軍は1万円。1軍は2万円。S級は3万円。

(エ) 情報を漏らす行為 (1件)

2軍は50万円。1軍は50万円。S級は100万円。

(オ) 遅刻・忘れ物 (1回)

20 2軍はマイナス100ポイント。1軍はマイナス100ポイント。

S級は5000円。

(カ) 契約違反

契約書に準じる。

(キ) 指定オファー欠席

25 1回 当月の全ギャランティ50パーセントカット。

2回 当月の全ギャランティ100パーセントカット。

3回 上記十降格

(ク) レッスン欠席

1回 10パーセントカット。

2回 30パーセントカット。

5

3回 50パーセントカット。

4回 70パーセントカット。

5回 100パーセントカット。

(4) 「販売応援」活動への従事

萌景は、本件契約に基づく被告の指示を受けて、平成29年4月9日から平成30年1月21日まで、下記のとおり、訴外 [REDACTED] が運営するショッピングモールに出店する小売店が各地の特産物を販売するなどする「地産地消フェア」というイベントに参加し、「販売応援」と呼ばれる活動に従事した（なお、「販売応援」の内容ないしその性質については、後述するとおり、当事者間に争いがある。）。

「販売応援」は、午前10時から午後6時までの時間帯の中で行われており、また、土曜日、日曜日及び祝日には、萌景ら本件グループのメンバーは、「販売応援」の他にライブを行っていた。なお、萌景が下記の期間において「販売応援」活動に従事した時間については、後述するとおり、当事者間に争いがある。

(甲16)

20

記

25

ア 平成29年6月 3日 (土)	[REDACTED]	地産地消フェア
イ 平成29年6月 14日 (水)	[REDACTED]	地産地消フェア
ウ 平成29年6月 15日 (木)	[REDACTED]	地産地消フェア
エ 平成29年6月 16日 (金)	[REDACTED]	地産地消フェア
オ 平成29年6月 17日 (土)	[REDACTED]	地産地消フェア
カ 平成29年7月 20日 (木)	[REDACTED]	地産地消開店祭

	キ 平成29年8月24日（木）	[REDACTED]	地産地消フェア
	ク 平成29年9月30日（土）	[REDACTED]	地産地消フェア
	ケ 平成29年10月7日（土）	[REDACTED]	地産地消フェア
5	コ 平成29年10月9日（祝）	[REDACTED]	地産地消フェア
	サ 平成29年10月13日（金）	[REDACTED]	地産地消フェア
	シ 平成29年11月1日（水）	[REDACTED]	地産地消フェア
	ス 平成29年11月2日（木）	[REDACTED]	地産地消フェア
	セ 平成29年11月4日（土）	[REDACTED]	地産地消フェア
	ソ 平成30年1月18日（木）	[REDACTED]	地産地消フェア
10	タ 平成30年1月20日（土）	[REDACTED]	地産地消フェア
	チ 平成30年1月21日（日）	[REDACTED]	地産地消フェア

(5) 上記(4)の活動に関して、萌景に支払われた金銭

15

被告は、萌景に対し、上記(4)の活動に関して、下記のとおり、金銭を支払った。なお、これらのほかに、被告が萌景に対し、上記(3)の活動に関して金銭を支払ったか否かについては、後述するとおり、争いがある。

記

平成29年6月分	2000円
10月分	3000円
11月分	3000円
平成30年1月分	3000円

20

(6) 最低賃金額

愛媛県の最低賃金額は、平成28年10月1日から平成29年9月30日までは1時間当たり717円、同年10月1日から平成30年9月30日までは1時間当たり739円であった。

25

(7) [REDACTED]

3 爭点及びこれに関する当事者の主張

(1) 萌景の労働基準法上の労働者性について

(原告らの主張)

萌景は、以下のとおり、①本件契約において、被告の専属タレントとして被告の指揮命令下でのみ芸能活動を行うことができ、自己の提供した役務に応じて被告から報酬を得ることになっているなど、萌景には使用従属性が認められる上、萌景の活動実態をみても、②萌景には業務を受けるか否かについて諾否の自由がなく、③業務の時間、場所、具体的な内容の決定等について、被告から強い指揮監督を受け、④時間的にも場所的にも強く拘束され、⑤その業務に代替性がなく、⑥萌景が被告から受領していた金員は業務の対価であり、⑦その他、衣装の決定・負担を被告が行い、萌景は被告が定めた服務規律に従うなど、萌景の労働者性を強める事実も存在することに照らすと、萌景が労働基準法上の労働者であることは明らかである。

ア 本件契約の内容

本件契約には、以下の定めがある。これらの定めによれば、萌景は、被告の専属タレントとして、①被告の指揮命令下において、被告の指定する場所、日時及び機会に活動することとされ、被告の承認を得なければ一切の芸能活

動をすることができないものとされていることは明らかであり、②萌景の提供した役務による成果は、全て被告に帰属し、その中から萌景は、自己の提供した役務に応じて報酬を得ることも明らかであるから、本件契約上、萌景には使用従属性が認められ、萌景は労働者に当たる。

- 5 (ア) 被告は、独占的権利として、萌景のタレント活動を利用し、又は第三者に利用させることを許諾するものとされ（2条）、萌景は、被告に対し、タレント活動のマネジメント及びトレーニングに関する独占的委託を行い、第三者に対し本契約と同様または本契約に類する契約を行うことはできない（3条）。
- 10 (イ) 被告は、萌景のタレント活動の結果得られたレコード等一切の音の固定物、一切の映像の固定物等の著作権並びに芸名等のパブリシティ権について、一切の使用又は一切の使用を第三者に許諾する権利を有するものとされ（2条2項）、萌景は、これらの権利を被告又は被告の指定した者以外の第三者に利用させることを許諾してはならない（2条3項）。
- 15 (ウ) 萌景がタレント活動において用いる芸名に関する権利は、被告に帰属する（6条）。
- (エ) 萌景は、タレント活動に関する一切を被告の指示にのみ基づいて行う（2条5項）。
- 20 (オ) 被告は、萌景のタレント活動によって生じる著作権法上のすべての権利及びタレント活動により制作されたものに関するすべての権利を取得するとともに（4条）、萌景のタレント活動等に対する対価を全て取得し、萌景は、原告らから活動ごとに一定割合の報酬の支払を受ける（5条）。

イ 諸否の自由

- (ア) 萌景には、被告からの業務指示について諸否の自由がなかった。
- 25 萌景と被告は、エンジェルタッチという名称のグループウェア（以下「本件システム」という。）を利用して、萌景のタレント活動等のスケジュール

調整を行っていたが、被告は、萌景の意見を事前に聴取することなく本件システムにスケジュールを入力し、萌景に対し、入力されたタレント活動等には原則として参加することを指示していた。萌景は、被告から指示されたタレント活動等について、変更や拒絶をすることは原則としてできなかつた。

(イ) 萌景は、少なくとも本件システムに「参加」と入力してイベントへの参加が決まった後は、自分の一存でイベントへの参加を取り止めることは許されておらず、萌景には諾否の自由がなかつた。

また、スケジュール調整段階においても、本件システムにおいて被告がメンバーに代わってイベント等へ参加すると代理回答する「指定オファー」と呼ばれる制度が存在しており、かつ、「指定オファー」されたイベントへの欠席はペナルティの対象となっていたのであるから、少なくとも「指定オファー」されたイベントについては萌景に諾否の自由はなかつた。

さらに、「指定オファー」の対象とならなかつたイベントについてのスケジュール調整段階においても、被告は萌景に対し叱責を伴いつつ参加を促すなどしており、萌景に対し強い指揮監督を及ぼしていた。

(ウ) 地産地消フェアにおける販売応援への参加の自由について

地産地消フェアにおけるライブへの参加と販売応援への参加は一体のものとなっており、ライブには参加するが販売応援には参加しないという選択肢はなかつた。

萌景は、アイドル活動をすることを希望して本件グループのメンバーとなっていたのであるから、ライブへの参加を断ることは考え難く、ライブに参加するためには販売応援に参加する必要があったのであるから、販売応援への参加について諾否の自由はなかつた。

ウ 指揮命令関係

(ア) スケジュール作成における指揮命令関係

萌景は、本件グループの活動に参加した結果、プライベートや学業が圧迫されていた。このことから、被告が萌景に本件グループ活動への参加を強いており、強固な指揮監督を及ぼしていたことは明らかである。

(イ) 業務遂行過程における指揮命令関係

5 本件グループの活動内容であるイベントや販売応援について、萌景には、その時間や場所を決定する権限はなかったし、実演の具体的な内容を決める権限もなかった。

エ 時間的・場所的拘束性

10 本件グループの活動の具体的な場所、開始時刻や終了時刻は被告が一方的に決定し、萌景は、これに従わなければならなかつた。また、ライブや販売応援の開始時刻から終了時刻までの間、その場を離れることは許されていなかつたし、遅刻をした場合には、ペナルティが課されていた。

オ 労務提供の代替性

15 萌景が自己に代わって他の者に労務の提供をさせることは想定されておらず、労務提供の代替性はなかつた。

カ 報酬の労務対償性

販売応援に対して支払われていた金員は、日当、すなわち、拘束時間に対応する報酬として支払われていたものであり、拘束時間との間に對償性があることは明らかである。

20 また、被告は、本件グループがライブ等を行うことによって多額の収入を得ていた以上、本件グループのメンバーであった萌景に対して、その労務に対する報酬を支払わなければならなかつたというべきである。したがつて、この観点からも、萌景が得ていた報酬には労務対償性が認められる。

キ 萌景の労働者性を補強するその他の要素

25 萌景は、被告が決定して準備したTシャツ等を着用し、ライブや販売応援を行っていたものであり、これは萌景の労働者性を補強する事情である。

また、萌景は、被告が定めた服務規律に従っていたものであり、これも萌景の労働者性を強める事情に当たる。

(被告の主張)

萌景は、以下のとおり、本件グループの活動に参加するか否かについて諾否の自由を有しており、被告から具体的な指揮命令を受けておらず、時間的・場所的に拘束されてもいなかったこと、「報酬」名目で支払われていた金銭は活動の対価としての性質を有しておらず、萌景がこれに生計を依存していたわけではなかったこと、萌景が被告との間の契約を労働契約であるとは認識していないかったことからすれば、萌景は労働基準法上の労働者には当たらない。

萌景らが行っていた本件グループの活動は、職業活動などではなく、体験学習やアマチュアスポーツに近いものであり、萌景らは、本件契約等に基づき、本件グループの活動に参加すべき義務を負っていなかった。萌景と被告が本件グループの活動に関して締結していた本件契約等は、被告が萌景らメンバーの希望に応じて萌景らに本件グループの活動の機会を提供することにその本質があり、有償双務契約の性質を有するものではなかった。

ア 本件契約の内容

本件契約には、指示された活動への無断欠勤等を禁じ、これに違反した場合は罰則等の対象となる旨の定めはある。しかしながら、本件契約上、活動への不参加を理由に不利益が課されるのは、不参加に正当な理由がなかったり、やむを得ない理由がなかつたりする場合に限られている。

実際、萌景は、本件グループの活動に参加しないことがあったが、そのことを理由にペナルティを課されたことはない。

イ 請否の自由

(ア) 萌景ら本件グループのメンバーは、本件システムにおいて、イベント等に参加するか否かを選択することができ、被告が萌景に対し、イベント等への参加を指示したり、イベント等への参加の有無を選択するに当たって、

意思決定の自由を損なったりしたことはない。

なお、被告は、本件グループのメンバーのうち萌景及び [REDACTED] について
は、本件システムに「指定オファー」と呼ばれる特別なイベントの予定を
登録する際、萌景又は [REDACTED] に代わって「参加する」を選択することがあ
ったが、これは、萌景及び [REDACTED] から、「指定オファー」のイベントについ
ては、被告の側で「参加する」を選択しておいてほしいとの要望を受けて
いたからである。また、このように被告が「参加する」を選択した「指定
オファー」のイベントについても、萌景は、実際に参加しなければならな
いわけではなく、事情を被告に伝えて参加しないことができたし、実際、
10 参加をしなかったこともあった（その例として、平成29年10月のえひ
め国体に関する「指定オファー」のイベントがある。）。

(イ) 本件契約にはペナルティの定めがあるが、これは、本件グループのメン
バーが、遅刻や忘れ物のように、他のメンバーや被告の関係先に迷惑をか
ける行為をした場合に課されるものであり、活動に参加しないことに対し
て課されるものではない。

被告は、萌景に対し、忘れ物や遅刻を理由としてペナルティを課したこ
とはあったが、本件グループの活動への不参加を理由にペナルティを課し
たことはない。

また、被告は、ペナルティを課すことのできる状況が生じたとしても、
20 一律にこれを課すことはしておらず、メンバーらとの話し合いにより、その
納得の下に、支給される金銭の一部を減額していたにすぎなかった。

したがって、ペナルティ制度が萌景らメンバーの諾否の自由を失わせる
ことはなかった。

ウ 指揮命令関係

萌景ら本件グループのメンバーは、収入を得るための職業ないしアルバイトとして本件グループの活動に参加していたわけではない。メンバーは、歌

唱、ダンス等のアイドル的な活動を行うことそれ自体を目的に被告と契約をし、本件グループに加入していた。

萌景ら本件グループのメンバーは、本件システムを通して被告から提案された活動を行うに当たり、ライブのようなイベントについても、販売応援についても、具体的な指揮監督を受けていなかった。

萌景らメンバーは、販売応援を行う店舗を自主的に決定し、自分たちで決めた時間に休憩を取ったり、他の出演者のところに遊びに行くなどしていた。また、販売応援の内容ややり方について、メンバーは、被告の指示に基づかず自己の判断によって決めており、臨機応変に行っていた。

10 エ 時間的・場所的拘束性

本件グループのメンバーは、参加が決まったイベントがある場合には、そのイベントが行われる時間帯にその場所に行かなければならなかつたが、それは自ら参加を望んだ結果であり、望まない活動への参加を強制され、そのため特定の時間帯に特定の場所へ赴くことを強制されていたわけではない。

15

オ 報酬の労務対償性

(ア) 被告は、当初、本件グループのメンバーが販売応援をしても、メンバーに対し報酬を支払うことはなかつた。しかしながら、メンバーの一人である [REDACTED] が仕事を休んで平日の販売応援に参加した際、被告が同人に対し、日当又は補償として金銭を支払つたことがあつた。その後、被告では、この出来事がきっかけとなって、公平の見地から、平日の販売応援をしたメンバーに報酬を支払うようになったものである。

20

この報酬は、平日の販売応援に参加したメンバーに対してのみ支払つてしたものであり、休日の販売応援にライブと共に参加したメンバーには支払つていなかつた。

25

このような報酬が支払われるようになった経緯や、本件グループのメン

バーがこれを活動に対する対価とは認識していなかったことからすると、この報酬は、メンバーによる何らかの給付の対償としての性質を有していないかったというべきである。この報酬は、農業や農産品に関する知識を徐々に蓄えてゆくメンバーらの努力に報いるために、小遣いなし褒美として支払っていたものである。

特に、本件で問題となっている報酬は、平日の販売応援をした場合のみ支払われ、休日にライブを行った場合には販売応援をしても支払われなかつたことに照らすと、ライブを行えなかつたことの代償であり、販売応援を行つたことに対する対償でなかつたことは明らかである。

10 (イ) 萌景ら本件グループのメンバーと被告との間の契約には、メンバーが一定の期間に活動すべき時間に関する規定や、活動時間に応じて金銭が支払われることを定めた規定はなかつた。

15 被告がメンバーに支払うこととされていた報酬は、主として、本件グループの活動に起因して被告が得た利益に基づいて算定されており、請負契約の報酬に類似する活動の成果の対償としての性質を有していたとしても、賃金のように活動を行つたこと自体に対する対償としての性質は有していなかつた。

20 (ウ) 萌景は、本件グループに所属して活動をしていた当時、中学生から高校生に相当する年齢であり、原告らの扶養下にあり、被告から支払われていた報酬に生計を依存していたものではなかつた。したがつて、萌景について、その生活保障のために労働法規を適用すべき必要性はなかつた。

カ 萌景ら本件グループのメンバーの認識

萌景ら本件グループのメンバーは、被告との間の契約が労働契約であるとの認識は有していなかつた。

25 (2) 販売応援に従事していた時間及び販売応援の性質等について
(原告らの主張)

ア 萌景は、前記前提事実(4)記載の日に、午前10時から午後6時まで、1日当たり8時間販売応援に従事した。

5

したがって、萌景が販売応援に従事した実労働時間は、平成29年6月3日から同年9月30日までの8日間は合計64時間であり（8日間×8時間）；同年10月7日から平成30年1月21日までの9日間は合計72時間（9日間×8時間）であった。

イ 休憩時間

10

被告は、萌景らが複数のグループに分かれて交替で休憩をしていたと主張するが、休憩時間の定めはなく、被告による休憩時間の管理も行われていなかつた。仮に、販売応援を行っていない時間があったとしても、待機時間であり、休憩時間ではなかつた。

ウ 販売応援の性質

15

萌景ら本件グループのメンバーは、被告の役員や従業員等の指示の下、各店舗に配置され、当該店舗の商品のPRや販売業務の補助を行い、一定時間が経過すると、被告のスタッフ等の指示により、店舗を移動し、同様の活動をすることを繰り返していた。

萌景ら本件グループのメンバーが行っていた販売応援は、売り子業務、すなわち、店頭において各種商品の宣伝・販売促進にあたるマネキン業務であり、この業務に芸能的要素はなかつた。

20

(被告の主張)

ア 萌景が本件請求期間中に販売応援に参加していた時間は、原告らの主張する時間よりも短い。販売応援に参加した本件グループのメンバーは休憩を取っていたものであり、8時間にわたって販売応援を行い続けた事実はない。

原告らは、萌景の労働時間について具体的な立証をしていない。

25

イ 萌景ら本件グループのメンバーは、専門的な商品知識や宣伝技能を有しておらず、販売応援はマネキン業務とは性質を異にするものであった。

萌景らメンバーは、ライブ等で求められるMC（司会）のような技能を活用して地産地消フェアの会場を賑わし、盛り上げるとともに、当該技能の向上を図っていたものであり、販売応援には芸能的な要素があった。

(3) 既払額等

5 (原告らの主張)

ア 被告が、萌景に対し、萌景が販売応援に従事したことの対価として支払ったのは、下記のとおり、合計1万1000円に留まる。

記

平成29年6月分	2000円
10月分	3000円
11月分	3000円
平成30年1月分	3000円

15 イ 愛媛県の最低賃金は、平成28年10月1日から平成29年9月30日までは1時間当たり717円、同年10月1日から平成30年9月30日までは1時間当たり739円であったから、萌景が従事した労働時間に対する最低賃金額は合計9万9096円（64時間×717円+72時間×739円=9万9096円）となる。

ウ したがって、萌景は、被告に対し、労働契約に基づく賃金請求権として、上記アとイの差額である8万8096円の支払請求権を有していた。

20 そして、萌景は平成30年3月21日に死亡したことにより被告を退職したものであるから、上記未払賃金について同月22日から支払済みに至るまで賃確法6条1項所定の年14.6パーセントの割合による遅延損害金が発生している。

(被告の主張)

25 ア 被告が、萌景に対し、本件請求期間中の地産地消フェアに参加したことを理由として支払った報酬の額は合計2万7000円であり、また、平成29

年7月から同年9月までの間に「アルバイト代」名目で支払った金額は合計2万6250円である（総額5万3250円）。なお、上記「アルバイト代」は、萌景が教科書無償給付制度の適用を受けることができるようするため便宜的に用いた名目に過ぎず、アルバイト労働の実態があったわけではない。

イ 仮に、萌景が労働基準法上の労働者であったとしても、萌景が本件請求期間中に地産地消フェアにおいて労働した時間数に最低賃金額を乗じて算出される額は、上記アの既払額を超えない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実、関係各証拠（甲6、7、12、13、15の1から27まで、甲18、36、37、59、乙7の1・2、乙13、14、21、27の1から5まで、乙28から31まで、48の1から4まで、乙55、原告■、被告代表者）及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

（1）被告の設立及び本件グループの結成等

被告は、平成23年6月に農産物の生産、販売等を目的として設立され、農地法所定の農業生産法人（当時。平成28年4月1日以降は農地所有適格法人）として農地を借り受けたり、取得したりし、そこで生産した米や野菜を販売したり、農作物の加工品を開発・販売したりしている。

また、被告は、愛媛県の農業振興のために、愛媛県の農業の広報、宣伝にも取り組んでいるが、その一環としてアイドルグループを結成し、アイドル活動を通じて農業の振興や地域の活性化を図るという計画の下で、平成24年末頃に本件グループを結成し、デビューさせた。被告は、それ以後、本件グループのマネジメントや、本件グループが出演するイベント等の企画などもするようになった。

（乙13、14、31、被告代表者）

(2) 本件グループの活動内容等

ア 本件グループのメンバーは、当初、月額2500円を支払って、被告が用意した場所でトレーナー等による歌唱やダンスのレッスンを受けたり、農作業の実習を行ったりしていた。そして、被告が企画したイベント等に参加してライブ等を行い、その成果を披露していた。

被告は、その後、地方自治体や取引先から依頼のあったイベント等にも本件グループを参加させるようになり、メンバーのスケジュール調整等のために本件システムを導入した。

(乙14, 31, 被告代表者)

イ 本件システム導入後のスケジュール調整等

被告は、取引先等から依頼を受けると、本件システムに依頼を受けたイベント等の概要を入力するとともに、被告が参加してもらいたいと考えたメンバーの予定に当該イベント等を登録していた。もっとも、この時点では、当該メンバーの参加は確定せず、当該メンバーは、その後、本件システム上において当該活動への「参加」か「不参加」を選択していた。

上記のように被告によってイベント等の予定が登録されたメンバーは、多くの場合、当該イベント等への「参加」を選択していたが、都合がつかなかつたり、参加を希望しないイベント等であつたりした場合には、「不参加」を選択してイベント等に参加しないこともあった。

なお、被告は、地元の農業に直接関係するイベントや地方自治体からオファーがあったイベントを「指定オファー」とし、本件グループのレギュラーメンバーには、「指定オファー」とされたイベントへの原則的参加を求め、本件システム上での「参加」の選択は被告がレギュラーメンバーに代わって行うことについていた。もっとも、「指定オファー」に当たるイベントであっても、学校の関係や体調の問題で参加が困難である場合などには、不参加が認められており、萌景も、「指定オファー」とされたイベント（平成29年10

月3日のえひめ国体セーリング競技会場におけるライブ等のイベント)に参加しなかったことがあった。

しかしながら、一旦イベントへの参加が決まると、特にチラシやウェブサイトで当該イベントの告知、広報がされた後には、翻意して当該イベントへの参加を取りやめることは、原則として、できなかった。

(甲13、15の1から27まで、甲59、乙28から31まで、48の1から4まで、乙55、原告[],被告代表者)

ウ 本件グループの活動等

本件グループのメンバーは、被告の農場(ビニールハウス)やイベント等の会場で歌やダンスを披露するライブを行ったり、上記農場で行われる農業体験イベントで参加者と共に農作業を行ったりしていた。

メンバーは、地元の小売店が特産物等を販売する「地産地消フェア」などのイベントに呼ばれ、来場者に向けてライブを行うこともあったが、ライブが行われない平日や、土日・祝日でもライブが行われない時間帯は、前記前提事実(4)のとおり、イベント会場で出店している小売店の前で元気よく声を出したり、商品をPRしたりして、小売店による販売活動を応援する販売応援と呼ばれる活動にも従事していた。

また、被告は、本件グループの楽曲を収録したCD等の本件グループの関連商品を製作し、販売することもしていた。

なお、被告は、平成25年頃から、本件グループのメンバーを研修生・練習生、2軍、1軍にグループ分けするようになった。

(甲13、36、37、乙14、27の1から5まで、乙28から31まで、被告代表者)

(3) 本件グループのメンバーに報酬が支払われるようになった経緯等

本件グループが結成された当初、本件グループのメンバーと被告とは、メンバーの活動等に対して報酬を支払う旨の合意をしておらず、実際、メンバーが

ライブ活動をしたり、イベントに参加して販売応援などの活動をしたりしても、これらに対して報酬が支払われることはなかった。

しかしながら、被告は、その後、メンバーの保護者の中から、熱心に活動したメンバーに対しては金銭が支払われるべきだとの意見が出されるようになったことや、被告において、本件メンバーの楽曲を収めたCDやグッズの売上げが上がるようになり、売上げから原価を引いた利益の一部をメンバーに還元することが可能な状態になったことなどを考慮し、平成28年2月頃から、本件グループのメンバーに対し、個々のメンバーに関連する売上げの5%を「個人能力報酬」として支払うこととした。そして、被告は、萌景との間でも、前記前提事実(2)ウのとおり、平成28年7月1日付けで同内容の報酬を支払うことと定めた「タレント専属A（レギュラー）契約書」を締結し、これに従って報酬を支払うようになった。また、同契約では、萌景が販売応援に従事した場合には、1回当たり2000円を支払うことも合意された。

被告は、平成29年9月1日からは、本件グループのメンバーの売上げだけでなく、他のメンバーやファンへの貢献、メンバー自身の努力を評価する目的でポイント制を導入し、ポイント数に基づいて「報酬」の額が算定されるよう制度を変更した。そして、被告は、この制度変更に合わせて、本件メンバーとの間で契約を締結し直し、萌景との間でも、前記前提事実(2)オ及び(3)のとおり、平成29年10月15日付けで本件契約を締結し、本件契約第5条が引用する本件報酬等規程の定めに従い、萌景が活動によって得たポイント数に応じた「報酬」を支払い、また、販売応援をした場合には、1回当たり3000円を支給する旨の合意をした。

(甲6, 12, 13, 乙14, 28, 31, 原告 [] 被告代表者)

(4) ペナルティ導入の経緯等

本件グループが結成された当初は、上記(3)のとおり、本件グループのメンバーに対し報酬が支払われることはなかったが、ペナルティが課されることもな

かつた。

しかしながら、本件グループのメンバーがイベントに遅刻したり、忘れ物をしたりして、本件グループの活動に支障を生じさせることが度々あったことから、被告は、平成29年9月から、メンバーが正当な理由なくイベント等に遅刻するなどした場合には、当該メンバーにペナルティ料を支払わせることにした。そして、被告は、萌景との間でも、前記前提事実(2)オ及び(3)のとおり、平成29年10月15日付けで本件契約を締結し、ペナルティ料や罰金の定めのある条項を定めた。

(甲12、乙28、29、31、被告代表者)

10 (5) 萌景の本件グループにおける活動状況等

ア 萌景は、平成27年、本件グループのオーディションに応募して合格し、同年7月12日から、本件グループのメンバー（研修生）になった。萌景は、当時、中学2年生であったが、本件グループのレッスンや農作業、歌唱やダンスなどを披露するライブ活動などに熱心に取り組み、これらの活動への参加率は高かった。

15 萌景は、平成28年、本件グループのレギュラーメンバーとなり、前記前提事実(2)ウのとおり、被告との間で、報酬やペナルティに関する定めのある「タレント専属A（レギュラー）契約書」を締結した。また、同年12月には、被告との間で、前記前提事実(2)エのとおり、報酬等の定めのある平成28年契約を締結し、平成29年10月には本件契約を締結した。

20 (甲6、7、12、乙21、27の1・2、乙31、被告代表者)

イ 萌景は、平成29年4月、■高校の通信制課程に進学した。

25 萌景は、高校進学後も、本件グループのレギュラーメンバーとしてライブ活動や販売応援活動などに参加した。高校の平日の登校日が原則として火曜日だけであったことなどから、萌景は、平日のイベントにも参加しており、前記前提事実(4)のとおり、平日の販売応援にも参加していた。もっとも、平

日の火曜日は上記のとおり登校日とされていたことから、基本的に、萌景に本件グループの活動スケジュールが入ることはなく、スケジュールが入る場合も午後6時以降のものが多かった。

萌景は、高校進学後、本件グループのイベントにはおおむね9割程度、レッスンには8割程度参加した。

(甲15の1から27まで、乙21, 55、原告 [] 被告代表者)

ウ 萌景のスケジュール調整

被告は、遅くとも平成29年初め頃からは、前記(2)イのとおり、本件システムを用いて萌景ら本件グループのメンバーのスケジュール調整を行っていた。萌景も、他のメンバーと同様、被告が本件システムに入力したイベント等について「参加」、「不参加」を選択していたが、平成30年1月頃、被告代表者が、萌景のスケジュールに登録されていた五、六件の予定について、萌景に代わって「参加」を選択したことがあった。

(甲15の1から27まで、乙21, 55、被告代表者)

2 萌景の労働基準法上の労働者性について

(1) 前記前提事実及び前記1の認定事実によれば、萌景は、本件賃金請求期間中、平成28年契約又は本件契約に基づき、被告が提供するタレント活動のためのトレーニングを受けながら、被告が企画したり、取引先等から出演依頼を受けたイベント等に参加してライブ等を行ったり、イベント会場に出店した小売店等の販売応援を行うなどのタレント活動を行っていたことが認められる。

前記前提事実及び前記1の認定事実のとおり、萌景は、本件グループのイベントの9割程度に参加していたが、イベントへの参加は、本件システムに予定として入力されたイベントについて萌景が「参加」を選択して初めて義務付けられるものであり、「不参加」を選択したイベントへの参加を強制されることはなかった。また、平成28年契約にも本件契約にも就業時間に関する定めはなかった。

以上によれば、萌景は、本件グループのメンバーとしてイベント等に参加するなどのタレント活動を行うか否かについて諾否の自由を有していたというべきであり、被告に従属して労務を提供していたとはいえず、労働基準法上の労働者であったと認めることはできないというべきである。

5 (2) この点、原告らは、萌景には被告が本件システムに入力して参加を指示したイベント等について参加を拒絶することは原則として許されておらず、諾否の自由がなかったと主張し、原告■の陳述書（甲59）にも同趣旨の記載がある。

しかしながら、原告■は、その本人尋問において、高校進学後の萌景のイベントへの参加率は9割であったと供述しており、被告が萌景のスケジュールに入力したイベントのうち1割くらいのものについては「不参加」を選んで参加しなかったと述べている。また、原告■は、その本人尋問において、萌景がイベントが嫌で参加したくないなどと言っていたのは、原告■が知る限り2回くらいしかなかったとも供述しており、このことからも、萌景は上記9割ほどのイベントには任意に参加していたことがうかがわれるというべきである。
10
15

原告らは、少なくとも「指定オファー」とされたイベントについては、萌景に欠席は許されておらず、諾否の自由がなかったとも主張するが、証拠（乙48の3）によれば、前記認定事実(2)イのとおり、萌景は、「指定オファー」とされたイベントに欠席したことがあることが認められる。
20

また、原告■は、その本人尋問において、萌景が本件システムでイベントへの「不参加」を選んでも、被告において無断で「参加」に変えていたとも供述するが、これを裏付けるに足りる証拠はない。

なお、前記認定事実(5)ウのとおり、平成30年1月に被告代表者が萌景のスケジュールに登録されていた五、六件の予定について萌景に代わって「参加」を選択したことが認められるが、その経緯について、被告代表者は、その本人
25

尋問で、萌景から本件システムで「参加」を選択することを忘れることがあるので、特別なイベントについては被告においてあらかじめ「参加」を選択しておいてほしいと頼まれたからであると説明している。上記のとおり、萌景は、本件システムで萌景のスケジュールに登録されたイベントの9割ほどのイベントに自らの意思で任意に参加していたものであり、被告代表者の上記供述はこれに整合するものである。上記供述の信用性を疑わせるに足りる証拠もない。

5

この点に関連し、原告らは、被告の従業員であった [] (以下「[]」という。)が、萌景に対し、LINEで、平成29年4月17日に「21日の…中略…イベントにほのかが必要です。学校がない日なので出演できますよね??」とメッセージを送ったり、同年6月7日に「21日の俳句甲子園の勉強会は昨日で締切でほのかは不参加になってたけど、本当にそれでいいの?」「えのはに期待されてるのもよく分かりますよね?では、この日ほのかは不参加でプロデューサーへ言いますね!」とメッセージを送ったりしているのは(甲32の1・2)、被告が萌景にイベントへの参加を強制していたことを示すものであると主張する。

10

15

しかしながら、[] は当時本件グループのメンバーでもあったところ(乙28)、平成28年4月17日の上記メッセージは、その文言に照らすと、[] が、本件グループのメンバー又は被告の従業員として萌景にイベントへの参加を促しているものにすぎず、萌景に参加を強制しているものと解することはできない。また、同年6月7日のメッセージも、強い語調ではあるものの、イベントへの参加を促しているものにすぎない。萌景は、[] からの上記のようなメッセージに対し、「はい。不参加でお願いします。」と返信しており(甲32の2)、上記やり取りは、むしろ、萌景にイベントへの参加・不参加についての諾否の自由があったことをうかがわせるものであるというべきである。

20

25

原告らは、平成29年9月12日に、[] が萌景に対し、本件グループのイベントについて「休みは許可できません。」とLINEでメッセージを送って

いることからも（甲30），萌景には諾否の自由がなかったとも主張する。

しかしながら，証拠（甲30，乙28）によれば，上記■のメッセージは，萌景が1か月ほど前に参加をすると決めたイベントに，その数日前になって「私用のため休ませて下さい！」と申し出てきたことに対して返信したものであると認められる。既に参加が決まったイベントに，私用で参加を取りやめたいと申し出たとしても，当然に許可を受けられるというものではないというべきであり，これをもって，萌景にイベント等への参加について諾否の自由がなかったと認めるることはできない。

原告らは，被告の従業員であった■（以下「■」という。）が，平成29年10月4日に，同月8日に学校に行きたいので同日のイベントを欠席したいという萌景の申出に対し，「お前の感想はいらん。学校の判断と親御さんの判断の結果をそれぞれ教えろ。」などとメッセージを送り（甲23），イベント欠席の理由を厳しく問い合わせいただいているのは，イベントへの参加・不参加について被告から厳しい指揮監督が及んでおり，萌景に諾否の自由がなかったことを根拠付けるものであるとも主張する。

しかしながら，証拠（甲23，乙33，証人■）によれば，■は，上記やり取りにおいて，萌景に対し，被告が萌景の出演計画を立てることにも関わることなので，学校の事情などについて情報を整理した上で，この問題については，権限のない■ではなく，被告代表者に相談するように指示したことが認められる。表現は多少乱暴とはいえるものの，上記のような指示をしたからといって萌景のイベントへの参加の自由を制約しているものとは認め難く，上記のようなやり取りがされたことをもって，萌景に諾否の自由がなかったと認めるることはできない。

原告らは，原告■が，被告従業員であった■（以下「■」という。）に対し，平成29年11月17日に同年12月2日のイベントを欠席させたい旨を申し出たのに対し，そのような相談は萌景本人からのものでないと聞くこ

とはできないと返答したことや、同年11月29日に元旦に休みを取りたいと申し出たのに対し、「全国区のタレントを目指していく上で元旦のように世間的に特別な日こそ、活動すべきではないかと思います。ご家庭の事情はおありでしょうが、ここはお母さんとしても応援してほしいところです。」と返答したこと（甲24の1・2）も、萌景に諾否の自由がながったことを示していると主張する。

しかしながら、平成29年11月17日のやり取りは、イベントへの欠席については萌景本人からの相談がないと聞くことができないと答えたものにとどまり、これをもって、被告において、萌景に望まないイベントへの参加を強制していたものと認めることはできない。また、同月29日のやり取りは、■がタレント活動についての一般論を伝えたものにすぎず、萌景に元旦にタレント活動をすることを強いたものとまでは認めることはできない。

原告らは、萌景が、高校入学試験の2日前という大事な時期に、広島で開催された本件グループのイベントへの参加を強制されており、このことからも、萌景には諾否の自由がなかったことは明らかであるとも主張する。

確かに、証拠（甲32の3、原告■）によれば、萌景が上記広島でのイベントに参加することを決めるに当たって、原告■に対し、被告から上記イベントへの参加を強く求められて断ることができなかつた旨を説明したことはうかがわれるが、実際に、萌景が被告からそのような強い要請を受けたことを認めるに足りる証拠はない。かえって、証拠（乙50、51、55、被告代表者）によれば、上記イベントには東京から「日本ご当地アイドル活性協会」という団体の代表が参加することになっており、萌景が自ら望んで上記イベントに参加していたことがうかがえる。

また、原告らは、少なくとも本件システムでイベント等への「参加」を選択し、当該イベント等に参加することが決まった後は、自分の一存で参加を取りやめることは許されておらず、萌景には諾否の自由がなかったとも主張する。

しかししながら、いったんイベント等への参加が決まると、そのメンバーが参加することを前提に会場や企画の準備、練習などが行われるのであるから（乙 28, 30, 証人 []），その後に当該メンバーの一存でイベントへの参加を取りやめてしまうと、他のメンバーや関係者に影響を与えることは避けられず、場合によっては大変な迷惑をかけることになることがあることは明らかである。したがって、一旦イベント等に参加することが決まった後に自分の一存で参加を取りやめることが許されなくなることは、イベント等への参加を決めた自らの先行行為に基づく当然の責任であるというべきであり、このことは被告への従属を意味するものではなく、上記原告らの主張は、萌景の労働基準法上の労働者性を基礎付けるものとしては失当である。

さらに、原告らは、販売応援に関し、萌景には、ライブには参加するが販売応援には参加しないという選択肢はなく、少なくとも販売応援については諾否の自由がなかったとも主張する。

しかしながら、仮に、原告らが主張するように、土日祝日のライブには、販売応援にも参加しないと出演できないという制約があったとしても、萌景がそのような販売応援付きのライブへの参加を強制されていたわけではないから、萌景に諾否の自由がなかったということはできない。また、ライブがない平日の販売応援については、証拠（乙 53 の 1 から 27 まで、乙 55, 被告代表者）によれば、全日制の学校に通っているメンバーは、土日祝日のライブを伴う販売応援には参加しても、ライブがない平日の販売応援には参加しておらず、萌景も、平日の販売応援には参加しなかったことがあったことが認められ、これらの事実に照らしても、ライブに参加するために望まない販売応援への参加を強制されていたと認めるることはできない。

原告らのその他の主張や関係各証拠を検討しても、萌景に本件グループの活動へ参加するか否かについて諾否の自由があったとの上記認定は左右されない。

(3) 原告らは、本件契約において、萌景が被告の専属タレントとして、①被告の指揮命令下で、被告の指定する場所、日時及び機会に活動することとされ、被告の承認を得なければ一切の芸能活動を行うことができないものとされ、②萌景の提供した役務による成果は全て被告に帰属し、その中から、萌景は自己の提供した役務に応じて報酬を得ることになっているから、萌景は労働基準法上の労働者に当たるとも主張する。

しかしながら、①については、前記(1)のとおり、萌景には、被告が主催するなどした本件グループの活動に参加するか否かについて諾否の自由があったものであり、被告に従属し、その指揮命令下で労務を提供していたとは認められない。また、②についても、後記(5)のとおり、萌景に支払われていた報酬の労務対償性は弱い。したがって、萌景が提供する役務による成果が全て被告に帰属するとされていることなど、原告が指摘するその他の事情を考慮しても、本件契約の内容から、萌景が労働基準法上の労働者に当たると認めることはできない。

(4) 原告らは、萌景が本件グループの活動に参加した結果、プライベートや学業を圧迫されていたものであり、このことから被告が萌景に本件グループ活動への参加を強いており、強固な指揮監督を及ぼしていたことは明らかであるとも主張する。

しかしながら、前記(1)のとおり、萌景が本件グループの活動に参加するかどうかは萌景自身が決めていたのであるから、仮に本件グループの活動が忙しく、これによってプライベートや学業の時間が圧迫されていたとしても、そのことゆえに被告が萌景に本件グループの活動への参加を強いていたとか、萌景に強固な指揮監督を及ぼしていたということはできない。

原告らは、萌景にはイベントや販売応援について、その時間や場所を決定したり、実演の具体的な内容を決める権限はなかったとも主張するが、前記(1)及び(2)のとおり、萌景にはイベントや販売応援に参加するか否かを決める自由は

あつたものであり、当該イベントや販売応援の時間、場所、内容等を決める権限がなかつたとしても、それだけでは被告に従属し、その指揮命令下で労働していたものと評価することはできない。

原告らは、本件契約等において、本件グループのメンバーに対する罰金やペナルティの定めがあることも指摘するが、関係各証拠を検討しても、本件グループのメンバーが被告の指定するイベント等の活動に参加しなかつたことを理由に罰金が課されたことがあったとは認められない。また、証拠（乙55、被告代表者）によれば、本件グループのメンバーが「指定オファー」とされたイベントに参加しなかつた場合に専属料を支払わなかつたり、遅刻や忘れ物をした場合に当該メンバーに対する報酬を減額するということがあったことは認められる。しかしながら、専属料は本件グループのレギュラーメンバーが「指定オファー」とされたイベントにすべて参加した場合に支払われていたものであり（被告代表者）、参加しなかつたメンバーに専属料が支払われないことは当然のことであつて、このような取扱いをしていたからといって、イベントへの参加についてメンバーの諾否の自由が制限されていたと認めることはできない。また、遅刻や忘れ物をした場合のペナルティも、メンバーに対して活動の成果に応じて支払われる報酬を減額するというものにとどまり、イベント参加についてのメンバーの諾否の自由に影響を与えるものとは認められない。

(5) 原告らは、萌景に対して支払われていた報酬は労務に対する対価であり、特に、販売応援に対して支払われていた報酬は、日当、すなわち、拘束時間に対応する報酬として支払われていたものであり、労務対償性が認められる旨を主張する。

しかしながら、前記認定事実(3)で認定した本件グループのメンバーに報酬が支払われるようになった経緯に照らすと、本件グループのメンバーに支払われていた報酬は、本件グループのメンバーの励みとなるように、その活動によって上がった収益の一部を分配するものとしての性質が強く、メンバーの労務に

対する対価としての性質は弱いというべきである。また、販売応援に対する報酬は、1回当たり2000円又は3000円を支払うというものであり、原告が指摘するとおり、日当のような外形を有しているものの、前記前提事実(3)のとおり、これは平日の販売応援に対してのみ支払われるものであり、ライブが行われる土日祝日に販売応援を行ったとしても支払われることはなかった。本件グループのメンバーは、アイドル活動をすることを目的に本件グループに所属していたものであり、その本来の目的であるライブができたときには販売応援をしても上記のような報酬が支払われることはなかったことに照らすと、上記報酬は、メンバーの多くが参加したがるライブに出演できなかつたにもかかわらず、アイドル活動としての性格が相対的に弱い販売応援にのみ従事したメンバーに対し、公平の見地から支払われていたものと見るのが相当であり、このような上記報酬の性質に鑑みると、販売応援という労務に対する対価としての性質は小さかつたというべきである。

以上によると、萌景に被告におけるタレント活動に関して報酬が支払われていたことを考慮しても、萌景を労働基準法上の労働者と認めることはできないというべきである。

原告らは、その他にも縷々主張するが、原告らのその他の主張や提出した証拠を検討しても、前記認定判断は左右されない。

(6) なお、原告らは、萌景が従事していた販売応援について、売り子業務、すなわち、店頭において各種商品の宣伝・販売促進にあたるマネキン業務であり、この業務に芸能的要素はないと主張しており、萌景が少なくとも販売応援に関しては労働基準法上の労働者として業務に従事していたと主張しているものとも解せる。

しかしながら、証拠(乙27の1・4、乙28から30まで、55、証人■、被告代表者)によれば、萌景が従事していた販売応援は、地産地消フェアに出店した店舗において、元気に声を出して来場者に呼びかけたり、店舗で販

売している特産物等のPRをしたりして、売り場の雰囲気を盛り上げる活動であって、直接、お客様に商品を買って代金を受け取るなどの売り子業務はしていなかったことが認められる。販売応援には本件メンバーのタレント性等に由来する顧客誘引力はあったかもしれません、萌景らメンバーが販売応援に従事することによって各店舗の売上げに貢献していた可能性はあるが、販売応援は店舗における販売活動そのものとはいはず、芸能的要素を伴った活動であったべきである。したがって、萌景は、販売活動に限定したとしても、労働基準法上の労働者であったと認めるることはできない。

3 以上のとおり、萌景は労働基準法上の労働者であったと認めるることはできないから、萌景が労働者であることを前提として被告から萌景に対して支払われた報酬額と最低賃金法所定の最低賃金額との差額及びこれに対する賃確法6条1項所定の遅延損害金の支払を求める原告らの請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

第4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第33部

裁判官

佐藤 卓^{佐藤}

これは正本である。

令和 3 年 9 月 7 日

東京地方裁判所民事第33部

裁判所書記官 佐藤恵美

